

開東社会保険ニュース

No.94

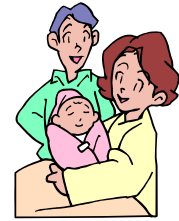
平成 18 年 4 月

中小企業子育て支援助成金（新設）について

子育て支援を行う中小企業に対する支援の充実のため、育児休業取得者、短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業事業主（従業員 100 人以下）に対する**新たな助成金制度が新設**されました。

1. 実施期間

平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間



2. 支給要件

中小企業事業主（従業員 100 人以下）が次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を作成・届出し、以下の(1)又は(2)のいずれかの措置を講じるもの。

(1) 育児休業の付与

子の出生後 6 か月以上休業を取得し、職場復帰後 6 か月以上継続して雇用されていること。

(2) 短時間勤務制度の適用（3 歳未満）

3 歳未満の子を持つ労働者が 6 か月以上短時間勤務制度を利用したこと。

よって、支給申請時期は、(2)短時間勤務については平成 18 年 10 月 1 日以降、

(1)育児休業については平成 19 年 4 月 1 日以降となります。

3. 助成金の額

2 の(1)又は(2)のいずれかの対象者が初めて出た場合に、2 人目まで次の額を支給する。

1 人目 育児休業 100 万円（定額）

短時間勤務 60 万円、80 万円又は 100 万円（利用期間に応じて）

2 人目 育児休業 60 万円（定額）

短時間勤務 20 万円、40 万円又は 60 万円（利用期間に応じて）

開東社会保険労務事務所では、助成金に関する相談・申請を承っております。



開東社会保険労務事務所

〒160-0023 新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階

TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711

ホームページ <http://www.kaito-sr.com>

メールアドレス info@kaito-sr.com